

仕 様 書

台帳No.
農林水産整備課

業務名	基幹農道保全対策事業 農道路面機能診断調査業務
-----	-------------------------

下 関 市

仕 様 書

農林水産整備課

	課長	主 幹	課長補佐	主査(係長)	主 任	検 算	設計者		
年 度	令 和 8 年 度		場 所		下関市 市内一円				
業 務 名	基幹農道保全対策事業 農道路面機能診断調査業務								
業 務 概 要									
	測量業務 一式								
	設計業務 一式								
履 行 期 間	年 月 日 から 令 和 9 年 3 月 19 日 まで								
設 計 金 額 (元 設 計 金 額)	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
変更設計額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
精算見込額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
設 計 用 紙 下 関 市									

総括情報表

事務所	60 下関市		
適用単価地区	14 下関市（旧市内）		
適用基準日	00-08.08.01(0)		
発注区分	41 一般（土木）		
		【代価表の諸雑費】 #09 ... 単位数当りの代価表の合計金額が、有効数字4桁になるように所定の諸雑費率以内で端数を計上している。 #91, #92, #99 ... 単位数当りの代価表の合計金額が、有効数字4桁になるように端数を計上している。 (#01 ~ #08では、有効数字4桁になるような端数計上はしていません。)	

＊ 測量業務委託費 ＊ 内訳表

頁0-0002

費目・工種・施工名称など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
測量業務委託費									X1000	
1-舗装性状調査									Y1999	
2-路面性状調査									Y2999	
計画・準備 路面性状調査									V1000	00
	1			式					単第0	-0001 表
協議・打合せ 路面性状調査									V1100	00
	1			式					単第0	-0002 表
資料精査									V1200	00
	28			k m					単第0	-0003 表
路面性状測定									V1300	00
	56			k m					単第0	-0004 表
データ解析									V1400	00
	56			k m					単第0	-0005 表
点検記録様式作成 様式A、点検写真作成									V1500	00
	56			k m					単第0	-0006 表

* 測量業務委託費 *

内訳表

頁0-0003

費目・工種・施工名称など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
路面評価図作成									V1600	00
	56		k	m					単第0	-0007 表
報告資料とりまとめ									V1700	00
	1			式					単第0	-0008 表
2-舗装FWD調査									Y2999	
計画・準備 FWD調査									V2000	00
	1			式					単第0	-0009 表
協議・打合せ FWD調査									V2100	00
	1			式					単第0	-0010 表
舗装たわみ量測定 FWD測定、20m毎									V2200	00
	3			日					単第0	-0011 表
舗装構成調査 Asコア採取									V2300	00
	17			箇所					単第0	-0013 表
舗装構成調査 開削作業									V2400	00
	17			箇所					単第0	-0014 表
交通量調査									V2500	00
	1			箇所					単第0	-0016 表

* 測量業務委託費 * 内訳表

頁0-0004

費目・工種・施工名称など		数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
直接測量費（直接経費・成果検定費を除く）											
* * 直接測量費 * *											
* * 諸経費 * *											
* * 測量業務価格 * *											
* * 消費税相 当額 * *											
* * 測量業務費 * *											

* 設計業務委託費 *

内訳表

頁0-0005

費目・工種・施工名称など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
設計業務委託費									X3000	
1-既設舗装評価・修繕断面検討									Y1999	
2-解析・報告書作成									Y2999	
たわみ量算出									V4000	00
	1			式					単第0	-0017 表
たわみ量分析									V4100	00
	1			式					単第0	-0018 表
補修工法検討									V4200	00
	1			式					単第0	-0019 表
報告書作成									V4300	00
	1			式					単第0	-0020 表
* * 直接人件費 * *										
* * 直接原価 * *										

＊ 設計業務委託費 ＊ 内訳表

頁0-0006

費目・工種・施工名称など		数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
＊ ＊ その他原価 ＊ ＊	＊ ＊ 業務原価 ＊ ＊						
	＊ ＊ 一般管理費等 ＊ ＊						
	＊ ＊ 業務価格 ＊ ＊						
	＊ ＊ 消費税相当額 ＊ ＊						
	＊ ＊ 業務委託料 ＊ ＊						
	＊ ＊ 業務費計 ＊ ＊						

計画・準備
路面性状調査

V1000

施工代価表

単第0 -0001 表

頁0-0007

1 式 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
測量技師補 外業	1	人*			R0940
測量助手 外業	1	人*			R0950
測量補助員 外業	0.5	人*			R0000009
*** 単位当たり ***	1	式			

協議・打合せ
路面性状調査

V1100

施工代価表

単第0 -0002 表

頁0-0008

1 式 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
測量技師 外業	1	人*			R0930
測量技師補 外業	1	人*			R0940
* * * 単位当たり * * *	1	式			

施工代価表

100 k m 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
測量技師補 外業	0.5	人*			R0940
測量助手 外業	1	人*			R0950
測量補助員 外業	0.5	人*			R0000009
機械経費 電子計算機	2	台・日*			F1000
*** 合計 ***	100	k m			
*** 単位当たり ***	1	k m			

施工代価表

100 k m 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
測量助手 外業	10	人*			R0950
測量補助員 外業	10	人*			R0000009
機械経費 車両（ライトバン）	1	台・日*			F2000
ガソリン レギュラー,スタンド渡し	30	L*			TTPC00014
*** 合計 ***	100	k m			
*** 単位当たり ***	1	k m			

施工代価表

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
測量技師補 外業	1	人*			R0940
測量助手 外業	2	人*			R0950
測量補助員 外業	6	人*			R0000009
データ解析機器使用料 GLOCAL-EYEZ同等品	1	式*			F4000
*** 合計 ***	100	k m			
*** 単位当たり ***	1	k m			

施工代価表

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
測量技師補 外業	0.5	人*			R0940
測量助手 外業	1	人*			R0950
測量補助員 外業	2	人*			R0000009
機械経費 電子計算機	3.5	台・日*			F1000
*** 合計 ***	100	k m			
*** 単位当たり ***	1	k m			

施工代価表

100 k m 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
測量助手 外業	0.5	人*			R0950
測量補助員 外業	5	人*			R0000009
機械経費 電子計算機	5.5	台・日*			F1000
*** 合計 ***	100	k m			
*** 単位当たり ***	1	k m			

施 工 代 価 表

1 式 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
測量技師補 外業	0.5	人*			R0940
測量助手 外業	1	人*			R0950
機械経費 電子計算機	1.5	台・日*			F1000
*** 単位当たり ***	1	式			

計画・準備
FWD調査

V2000

施工代価表

単第0 -0009 表

頁0-0015

1 式 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
測量技師 外業	0.5	人*			R0930
測量技師補 外業	1	人*			R0940
測量助手 外業	1	人*			R0950
*** 単位当たり ***	1	式			

施 工 代 価 表

単第0 -0010 表

V2100

協議・打合せ
FWD調査

1 式 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
測量技師 外業	1	人*			R0930
測量技師補 外業	1	人*			R0940
*** 単位当たり ***	1	式			

施 工 代 価 表

単第0 -0011 表

1 日 当り

V2200

舗装たわみ量測定
FWD測定、20m毎

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
測量技師 外業	1	人*			R0930
測量技師補 外業	1	人*			R0940
測量助手 外業	1	人*			R0950
交通誘導警備員 B	2	人・日*			SA063 単第0-0012 表
機械経費 電子計算機	1	台・日*			F1000
舗装たわみ量測定車 ロメンキャッチャーFWD同等品	1	台・日*			F5000
軽油 パトロール給油	20	L*			TTPC00013
*** 単位当たり ***	1	日			

交通誘導警備員 B

SA063

施 工 代 価 表

単第0 -0012 表

頁0-0018

1 人・日* 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
交通誘導警備員 B		人			RA227
諸雑費	1	式			#99
* * * 単位当たり * * *	1	人・日*			
A=2 交通誘導警備員 B					

舗装構成調査
Asコア採取

V2300

施 工 代 価 表

単第0 -0013 表

頁0-0019

10 箇所 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
測量技師補 外業	1	人*			R0940
測量助手 外業	1	人*			R0950
交通誘導警備員 B	2	人・日*			SA063 単第0-0012 表
コアカッター	1	台・日*			F7000
*** 合計 ***	10	箇所			
*** 単位当たり ***	1	箇所			

舗装構成調査
開削作業

V2400

施工代価表

単第0 -0014 表

頁0-0020

10 箇所 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
測量技師補 外業	2	人*			R0940
測量助手 外業	4	人*			R0950
交通誘導警備員 B	4	人・日*			SA063 単第0-0012 表
トラック運転 普通型2t	2	台・日*			V2410 単第0-0015 表
アスファルトカッター	1	式*			F7100
舗装補修材等	1	式*			F8000
* * * 合計 * * *	10	箇所			
* * * 単位当たり * * *	1	箇所			

施 工 代 価 表

V2410

単第0 -0015 表

1 台・日* 当り

トラック運転
普通型2t

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
軽油 パトロール給油	20	L*			TTPC00013
運転手（一般）	1	人*			RTPC00007
トラック 普通型 2t積	4.16	時間*			MTPC00086
* * * 単位当たり * * *	1	台・日*			

施工代価表

1箇所当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
測量技師補 外業	1	人*			R0940
測量助手 外業	1	人*			R0950
車両感知器	1	台・日*			F9000
*** 単位当たり ***	1	箇所			

たわみ量算出

V4000

施 工 代 価 表

単第0 -0017 表

1 式 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
技師（ B ） 内業	3	人*			R0630
技師（ C ） 内業	4.5	人*			R0640
*** 単位当たり ***	1	式			

施 工 代 価 表

1 式 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
技師（ A ） 内業	3	人*			R0620
技師（ B ） 内業	4.5	人*			R0630
*** 単位当たり ***	1	式			

施 工 代 価 表

1 式 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
技師（ A ） 内業	3	人*			R0620
技師（ B ） 内業	6	人*			R0630
*** 単位当たり ***	1	式			

施 工 代 価 表

1 式 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
技師（ A ） 内業	3	人*			R0620
技師（ B ） 内業	6	人*			R0630
機械経費 電子計算機	33	台・日*			F1000
報告書製本	1	式*			F10000
*** 単位当たり ***	1	式			

業 務 数 量 総 括 表

[illegible]

第1条 適用

この特記仕様書は、「基幹農道保全対策事業 農道路面機能診断調査業務」（以下「本業務」）履行に適用する。本業務の履行にあたっては、本特記仕様書及び共通仕様書によるほか、「舗装点検要領」（最新版、国土交通省道路局）、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会）、「アスファルト舗装の詳細調査・修繕設計便覧」（日本道路協会）、「舗装性能評価法」（日本道路協会）、「舗装の維持修繕ガイドブック 2013」（日本道路協会）、「舗装設計便覧」（日本道路協会）、「FWD および小型 FWD 運用の手引き」（土木学会）に基づき実施するものとする。

第2条 業務目的

本業務は、下関市が管理する道路の計画的な舗装補修の基礎資料とするため、舗装点検として路面の性状（ひび割れ、わだち掘れ、IRI）および区画線（路面標示）のかすれを調査し、その結果をとりまとめ、そのうち舗装体の修繕が必要な箇所には詳細調査を行い、舗装の健全度を把握し、適切な舗装補修断面・工法の検討立案することを目的とする。併せて維持管理の一環としてポットホール、ガードレール・標識といった道路付属施設などの異常の有無の確認も行うこととする。

第3条 業務対象路線及び延長

業務対象路線及び数量については、下記のとおりとする。なお、対象路線は右左折部を除いた上下各1車線（片側2車線以上の場合は走行車線）を基本とする。それ以外については発注者と協議のうえ決定する。

対象路線：豊閑1号、豊閑2号、豊閑3号、滝部農免

- ・路面性状調査(延長 L=28km、調査全長 L=56km)
- ・FWD 調査（延長 L=6.6km、詳細調査 17 箇所）

第4条 配置技術者

受注者は、本業務における主任技術者を定め、委託者に通知する。主任技術者は舗装の点検結果を基に適切な診断を実施し、業務の技術上の管理を行うため、舗装診断士の資格を有する者とする。

第5条 業務内容

1. 計画準備

(1) 業務計画書作成

業務実施に際し、本業務内容を把握し、業務実施のための基本方針・計画・作業体制等について検討したうえで、業務計画書を作成する。また、点検を行う上で必要となる情報（路線網図等）を収集する。

(2) 資料確認

点検に先立って対象路線の調査区間の起終点の位置が撮影した記録媒体で確認できるよう資料確認を行うこと。

2. 舗装点検

舗装点検は、舗装点検要領に基づき実施すること。点検には、専用オペレーターを必要としないスマートフォンを用いるものとし、必要に応じて複数回の測定が可能な技術とする。点検時の走行速度は法定速度を遵守し、交通規制を伴わない方法とする。使用する技術は、一般財団法人土木研究センターが実施する路面性状自動測定装置の性能確認試験に合格した実績、または同水準の性能を有する技術とし、国土交通省の点検支援技術性能カタログ【舗装編】において、精度80%以上（試験結果）の技術として掲載されており、ひび割れ、わだち掘れ及びIRIを同時に測定できるものとする。併せて、区画線（路面標示）のかすれ・ポットホール調査が可能であり、

点検支援技術性能カタログ【道路巡視編】において、検出精度 80%以上（試験結果）として掲載されていること。詳細は別表「機能要件」に記載する。また、NETIS において有用な新技術（活用促進技術等）に選定された技術であること。

（１）測定

点検区間において、道路の進行方向における連続静止画像を取得し、路線別に整理する。撮影時間帯は昼間の路面乾燥時を基本とし、沿道状況が明確に視認できる明るさ、天候状況のもとで行うこととする。撮影用の器具は、走行しながら車両に設置した撮影装置により、2m 間隔で連続静止画が記録できるものとし、別表に示す要件を満たすものとする。撮影した静止画の品質は、沿道状況と路面が明確に評価できるものとする。沿道状況のうち、標識の表示内容の確認、舗装に発生している比較的大きなひび割れやわだち掘れ等が確認できる程度とし、下表の仕様とする。ただし、個人情報保護の観点から、人の顔や車両のナンバープレート等、個人を特定できる情報が含まれる部分には、自動的にモザイク処理を施すこと。

項目	撮影仕様
撮影間隔	2m（画像の納品は 10m）
画角	ドライバー視点に近いもの 魚眼レンズによる撮影ではないもの
画像解像度	1,920×1,080 ピクセル程度
画像フォーマット	カラーJPEG 形式
保存ファイル名	全国道路施設点検データベース（xROAD）登録ファイルのシート「7）非定型データ」に記した「ファイル名」と同一とする

（２）撮影位置情報の取得

現地撮影情報と位置情報を同時取得し、位置情報については、2m 間隔の位置情報が重複・逆転しないようにする。また、前方画像や各種データの活用を閲覧するソフトウェアを併用する場合には適切に動作することを確認する。

（３）解析

１） ひび割れ解析

前方画像を真上から投影した画像に変換し、評価単位区間内（100m・20m）の平均的なひび割れ率を評価する。ひび割れ率の評価は「舗装調査・試験法便覧」S029（舗装路面のひび割れ測定方法）に準拠して行う。

２） わだち掘れ解析

前方画像を真上から投影した画像に変換し、画像の歪みの変化を捉えて路面の横断形状を求める。横断形状より評価単位区間内（100m・20m）の平均的なわだち掘れ量を評価する。わだち掘れの評価は「舗装調査・試験法便覧」S030（舗装路面のわだち掘れ量測定方法）に準拠して行う。

３） 縦断凹凸解析

加速度等から垂直方向の車両の動きを特定し、路面の縦断形状を求める。IRI の評価は「舗装調査・試験法便覧」S032T（評価指標クラス 2）に準拠し、評価単位区間内（100m・20m）の平均的な IRI（mm/m）を算出する。また、平たん性（ σ ）の評価は、「舗装調査・試験法便覧」S028（舗装路面の平たん性測定方法）に準拠して縦断形状から算出するものとする。

4) 維持管理指数の算出

維持管理指数は「舗装設計施工指針」による MCI を用いて評価する。下式で算出した値のうち最小値をもって MCI とする。

$$MCI = 10 - 1.48C^{0.3} - 0.29D^{0.7} - 0.47\sigma^{0.2} \dots (1)$$

$$MCI_0 = 10 - 1.51C^{0.3} - 0.30D^{0.7} \dots (2)$$

$$MCI_1 = 10 - 2.23C^{0.3} \dots (3)$$

$$MCI_2 = 10 - 0.54D^{0.7} \dots (4)$$

C : ひび割れ率 (%)

D : わだち掘れ量 (mm)

σ : 平坦性 (mm)

(4) 路面性状図の作成

ひび割れ、わだち掘れ、IRI の解析結果を評価単位区間 (100m) にとりまとめ、路面評価図を作成する。路面評価図は、管内全体の背景図に調査対象路線の線分を重ね合わせ、診断区分別 (Ⅰ～Ⅲ) に色塗りして図示する。なお、図面の大きさは A1 程度とし、調査対象路線が判別できる縮尺になるように留意する。

(5) 各指標の評価

ひび割れ、わだち掘れ、IRI の各指標の判定基準は「舗装点検要領」(国土交通省道路局：平成 28 年 10 月)「付録－3 損傷評価の例【アスファルト舗装】」を参考にしているが、指標を評価する考え方を整理し、とりまとめる。

あわせて、今回の調査結果に基づき舗装補修の優先度の考え方を整理し、調査箇所の優先度としてとりまとめる。

(6) 区画線 (路面標示) のかすれ評価

区画線 (路面標示) のかすれの評価は、一般社団法人全国道路標識・標示業協会が提唱する目視評価ランクに準拠して行う。調査時に得られた 10m 間隔の前方画像から AI により評価する。また、10m 間隔の沿道画像で自動評価したランク数を入力する。

(7) ポットホール評価

ポットホールについて、調査時に得られた 10m 間隔の前方画像から AI により評価する。また、10m 間隔の沿道画像で自動評価したポットホールの数を入力する。

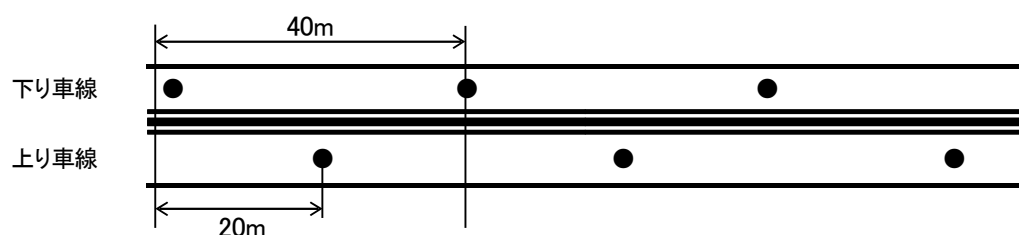
3. 詳細調査

(1) 舗装たわみ量測定車

舗装の構造調査は、舗装たわみ量測定車を用いる。舗装たわみ量測定車は、土木研究所の発行する認定証を有する車両とする。

(2) 舗装たわみ量測定

下り車線と上り車線が千鳥状になるように測点を配置し (下図)、舗装性能評価法に準拠した方法で測定する。測定間隔は 20m を基本とし、監督職員と協議の上で決定する。



(3) 舗装たわみ量解析

舗装たわみ量測定により得られたデータを「舗装の維持修繕ガイドブック 2013：(社) 日本道路協会」に基づき健全度を評価し、修繕区分の選定を行う。

(4) 舗装断面調査

舗装構造解析の温度補正、残存等値換算厚 (T_{A0}) を算出するため、アスファルト層及び路盤の厚さを把握する。確認は、アスファルト層はコア削孔、路盤は小型開削など、既設舗装への影響が最小限となる方法とし、監督職員の承認を得るものとする。なお、路盤の埋戻しは既設の材料を再利用し、アスファルト層は高耐久常温混合物同等以上のものを使用して復旧する。

(5) 修繕断面検討

前述の調査結果を基に、修繕工法（打換え、路上路盤再生、切削オーバーレイ等）を検討し、積算基準に基づいて概算金額の算出を行うものとする。なお、修繕工法はアスファルト舗装の詳細調査・修繕設計便覧を参考に検討し、また、必要に応じて、舗装種別選定の手引きを参考に、舗装種別やアスファルト混合物について最適なものを選定する。

第6条 報告書作成

業務成果をとりまとめ、報告書を作成する。また、併せて概要版の作成も行う。

第7条 打合せ協議

本業務の打合せは、初回、中間1回、納品時の計3回行うものとし、初回および納品時は主任技術者が立ち会うものとする。なお、業務中に発生する簡易な質疑応答等は打ち合わせ回数に含まないものとするが、簡易な質疑応答であっても、業務内容の方向性等に影響する様な質疑応答・指示等があった場合については、議事録を作成し、提出するものとする。

第8条 成果品

本業務の成果品は、以下のものを提出するものとする。

1. 報告書……………各1部 A4版
2. 報告書（電子データ）……………各1部
3. その他監督職員の指示した資料……………1式

第9条 再委託の禁止について

本業務の主たる業務については、再委託を禁止するものとする。

別表：機能要件

システムの利便性	路面点検の専用車両を必要とせず、既存の乗用車等に搭載して点検できること。
	汎用スマートフォンを使用し、車両の改造等を必要とせずに設置可能であること。
	スマートフォンのデータ通信に関して、専用ルーターや SIM カード等の必要機器の購入又は貸与を伴わないこと。
パトロール走行時	一般的な走行速度で点検データが収集でき、且つ交通規制及び路面上へのマーキングが不要であること。
	車両校正時に他の機材を必要とせず、又校正を目的とした特殊な走行が不要であること。
	パトロール時の走行経路や距離によらず、任意の走行データを有効に蓄積できること。
走行後の点検データ処理	SD カード等の別記録媒体を用いずに、ネットワークを介して点検データを解析サーバに転送可能であること。
	補修前後における路面状況の比較を目的として、損傷の有無にかかわらず点検範囲すべての沿道画像をアップロードし、蓄積が可能であること。
	個別の特定箇所を撮影し、アップロードする機能があること。
損傷検知機能	スマートフォンで撮影した画像（以下、画像）から、路面の損傷状況（ひび割れ発生状況・ポットホール発生箇所、わだち掘れ発生状況）を AI 自動判定により検知できること。亀甲状ひび割れ、ポットホールについては、検知したサイズを評価できること。
	画像から区画線（路面標示）のかすれを AI 自動判定により検知できること。
	画像から道路付属施設などの異常箇所を AI で検知できること（例：ガードレールの損傷、標識傾斜、植物遮蔽など）。
	スマートフォンで取得した振動データ等から路面の段差を検知できること。また IRI を評価できること。
損傷診断機能	路面のひび割れ、わだち掘れ、IRI の損傷程度を、舗装点検要領にて定められた 3 段階の診断区分に基づいて AI 自動判定により診断できること。
	区画線（路面標示）のかすれを一般社団法人全国道路標識・標示業協会が提唱する目視評価ランクに準拠して評価できること。
	上記の自動診断を、データ送信から 1 時間程度で迅速に行えること。
	解析結果を帳票出力できる機能を有すること。
結果確認の操作性	アップロードした路面画像およびその解析結果をすべてウェブ上で任意の端末から閲覧可能であること。
	閲覧できる路面画像は撮影時の画質（1,920×1,080 画素数）を維持し、路面の損傷以外の周辺環境の把握に支障がないこと。
	地図上に、ひび割れ、わだち掘れ、IRI 診断区分を反映した色分けを表示できること。
	検知したポットホール及び段差の発生位置を、その損傷程度とともに地図上で個々に図示できること。また、ポットホール及び段差発生箇所の写真及び位置図について帳票出力する機能を持つこと。
	地図上に、区画線（路面標示）のかすれ程度を反映した色分けを表示できること。また、路面標示のかすれ評価結果を帳票出力する機能を有すること。
	検知した道路付属施設などの異常箇所の写真及び位置図について帳票出力する機能を有すること。
	閲覧画面にて、任意の路面画像のダウンロードが可能であること。

委託業務共通仕様書

1 総則

本仕様書は、下関市が委託する調査等業務に適用するものとする。

1 : 1 一般事項

- (1) この仕様書に定めのない事項については、契約図書及び山口県業務委託共通仕様書、監督員の指示に従うものとする。
- (2) 優先順位は、監督員の指示、特記仕様書、共通仕様書の順とする。
- (3) 受注者は、次の事項に留意の上、業務を行うこと。
 - ア：関係法規、規則等諸法令を遵守すること。
 - イ：業務実施にともない、知り得た秘密について他に漏らさないこと。
 - ウ：定められた期間内に業務を完了するよう、作業の円滑化に努めること。
 - エ：業務の実施にあたり契約図書及び発注者の指示に従い、業務の意図、目的を十分に理解した上で、最高の技術を発揮するよう努めること。
- (4) この仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合の解釈及び設計業務の細目については、発注者と協議の上その指示を受けなければならない。
- (5) 管理技術者
 - ア：受注者は管理技術者を定め、発注者に届け出るものとする。
 - イ：管理技術者は、仕様書等に基づき業務に関する一切の事項を処理するものとする。
 - ウ：管理技術者は、業務を行う上で必要な能力と経験、技術を有する技術者でなければならない。
- (6) 照査技術者
 - ア：受注者は照査技術者を定め、発注者に届け出るものとする。
 - イ：照査技術者は、成果物の内容の技術上の照査を行うものとする。
 - ウ：照査技術者は、照査を行う上で必要な能力と経験、技術を有する技術者でなければならない。

1 : 2 履行

- (1) 受注者は、契約後所定の様式により関係書類を遅滞なく提出すること。
- (2) 打ち合せ協議等は、その内容について、その都度受注者が記録簿を作成し、相互に確認を行うものとする。
- (3) 業務が完了したときは、速やかに発注者に報告し完了検査を受けること。
- (4) 業務の受注者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇書が発見された場合は、速やかに訂正、補足、そのほか必要な措置を取らなければならない。
- (5) 受注者は、契約時又は完成時において、委託料100万円以上の業務について、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完了時は完成後10日以内に測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、「業務カルテ」を作成し、調査職員の確認を受けた後に、（財）日本建設情報総合センターに業務登録するとともに、（財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」の写しを監督職員に提出しなければならない。
- (6) 成果品については、報告書1部、記録媒体1枚とする。

2 貸与及び公表

許可なく本業務に関しての成果及び資料等を公表してはならない。貸与された関係資料は、業務終了後速やかに返却すること。

3 その他

本業務に関し、第三者に損害等を与えた場合は、受注者の責任においてこれを賠償すること。

特記仕様書（環境編簡易）

下関市は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、下関市の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取り組みには受託者の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、受託者は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

1 環境関連法令について

受託者は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

2 事故発生時の対応

受託者は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに下関市へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

3 苦情発生時の対応

受託者は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに下関市へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

4 配慮事項

受託者は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- （１）使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。
- （２）業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。
- （３）業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- （４）環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- （５）使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- （６）リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- （７）公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- （８）業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

別紙 3

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 下関市と受託者は、下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 下関市は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、受託者に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受託者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、下関市が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったと

き。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約（以下「本契約」という。）の規定による。

（関係機関への照会等）

第3条 下関市は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、受託者に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、受託者が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

- 2 受託者は、前項の規定により、下関市が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

（本契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置）

第4条 受託者は、自ら又は本契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、本契約の適正な履行の妨害又は本契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに下関市に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 下関市、受託者及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、本契約の履行の妨害又は本契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。



